

# NICHE news

New Industry Creation Hatchery Center News

## ◆リスクマネジメント特集号

NICHE では、国立大学法人化を契機にこの一年間、組織的なリスクマネジメントの重要性を広く認知いただくための問題提起を行ってきました。その内容を中心にお伝えします。

- 2 ——— 組織リスクマネジメントの重要性 —今後のNICHe—  
センター長 北村 正晴
- 3 ——— 研究推進部とNICHeリエゾンの連携について  
副センター長 長谷川史彦
- 4.5 ——— 16年度セミナー・シンポジウム総括  
—領域を超えた議論が導くリスクマネジメント—  
リスクマネジメントの重要性については、本ニュースに掲載の「組織リスクマネジメントの重要性—今後のNICHe—」(p.2掲載)でも扱っておりますが、同じ趣旨から今年度企画・開催したセミナー、シンポジウムについて、内容と得られた教訓についてご報告いたします。(p.4に続く)
- 6 ——— 知的財産管理・活用ルールの見直し  
研究推進・知的財産本部本部長代理  
知的財産部長 高橋 富男
- 7 ——— 東北大学利益相反マネジメントポリシー  
東北大学ビジネスプランコンテストCIFT2004開催報告
- 8 ——— トピックス

## 組織リスクマネジメントの重要性 — 今後の NICHe —



センター長 教授  
**北村 正晴**

この小論のタイトルを見て、産学連携をミッションとする NICHe でなぜ組織リスクマネジメントを？という疑問を持つ読者も多いのではないのでしょうか。また、リスクマネジメントが必要なのは技術組織や金融機関などであり、自分たちの組織には関係ないという印象を持つ読者もあるかと思われまます。でも実際にはリスクマネジメントはあらゆる組織に必要と考えるべきなのです。

必要な理由の第一は、組織は社会を構成するメンバーとして社会に対して一定の役割を有しているだけでなく、その役割を健全な形で遂行する責任をも期待されているからです。メーカーは優れた製品を提供する役割に加え、製品の安全性や環境への影響について十分配慮する責任が求められています。大学は質の高い教育や研究成果を生み出す役割に加えて、入試や学生指導、財務管理などを公正に行う責任が求められています。この責任の果たし方が不適切である場合、社会から厳しい批判を受ける事例が多々あることはご承知のとおりです。この責任を果たすための仕組みとしてリスクマネジメントがあります。

第二の理由は、社会の中で実務を担っていく組織の意思決定は、それ自体がリスクと密接に関係していることです。メーカーの新製品開発、金融機関の融資先選択、大学の運営ポリシー決定など、いずれも、望ましい成果を期待しての決定です。しかしその成果が期待のとおりを実現される保障はなく、実現できなかった場合には組織は大きな打撃を受ける

でしょう。つまりこの種の意思決定は、大きなプラスにもマイナスにもつながりうる可能性を含んでいます。プラスを大きくすることと、マイナスを小さくすること、いずれもリスクマネジメントなのです。リスクマネジメントは組織マネジメントそのものといっても過言ではありません。

第三の、そしてもっとも NICHe に直結する理由は、産学連携活動は本質的に大きなリスクを有しているという事情にあります。大学で生み出される「知」は本来、公共性、公有性を持つものであり、公開されるべきとされてきました。だからこそ大学教授は、自分の研究成果を論文の形で社会に公開することをためらいもなく行ってきたのです。しかし企業活動は違います。企業の中での研究を通じて生み出された「知」は目的達成に向けて私有化され、何らかの対価なしに公開されることはありません。このように「知」の扱いに関して公有性と私有性という異質の規範を有する組織の相互連携に際しては、組織としての管理指針が適切に設定されていないとトラブルにつながる恐れが少ないのです。

このように考えれば、産学連携推進をミッションとする NICHe において組織マネジメントを適正に進めることが必然性を持つことはご理解いただけると思います。しかしこの分野の理論や実施技法の蓄積はほとんどないに等しいのです。それゆえこの分野では、実践的研究（アクションリサーチ）を通じて理論や技法を整備していくことが必要です。この認識に立って NICHe では、組織マネジメントを研究課題とする新しいプロジェクトを平成 17 年度から立ち上げる方針です。この実践研究の場から、全学の、さらには全国の産学連携活動を適切に支援するための実効的な仕組みが形作られていくことを期待して NICHe は活動を続けます。皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

# 研究推進部とNICHeリエゾンの連携について

副センター長 教授  
研究推進・知的財産本部  
研究推進室長

長谷川史彦



平成 10 年 4 月に国立大学初の産業界と大学の橋渡し役を行なうリエゾン組織として誕生しました NICHe リエゾン（以下、リエゾンという）のミッションは、世界最先端の研究開発を行なう NICHe 研究プロジェクト部隊と共に活動し、大学が如何に社会に貢献できるか、大学の研究成果が如何に産業のために活用できるか、地域との連携を含む様々な試行錯誤を実際に検証することです。重要なことは産学連携活動の実効をあげるために効果的な手法・制度をモデル的に行い検証していくことです。

一方、東北大学では、知の創造である研究活動の支援と研究活動の成果である知的財産の管理・活用を一体的に行なうことが重要であると考え、2つの機能をそれぞれ研究推進部と知的財産部の担当として併せ持つ組織を研究推進・知的財産本部として平成 15 年 8 月に設置しました。研究推進部のミッションは研究成果創出促進の仕組み作りですが、具体的には部局にまたがる研究プロジェクトの立ち上げ・推進支援、企業等との研究契約内容の交渉、柔軟性を持つ新制度作りをリエゾンと連携して行なうことなどです。

従来はそれぞれの企業内研究で行なわれてきました新商品の開発は、グローバル社会の中で国際競争力を保つために、学問に裏付けられた複雑化高度化した最先端技術を用いることが求められる場合が多く、この産業界の要望に大学が応えるためには学外への窓口機能を明確に持ち、情報を学内外に適切に振り分けるとともに、総合力を活かした学際的なチーム作りを行なうことが必要です。

研究推進部の実際的な活動は、知的財産管理を担当する知的財産部が平成 16 年 4 月か

ら活動を開始したことに対し、6ヶ月遅れの平成 16 年 10 月からとなりましたが、図 1 に示しますように既に学外への窓口として十分機能し始めておりますのでご活用頂きたいと思っております。

なお、研究成果創出促進のための柔軟性を持つ新制度作りにおける研究推進部とリエゾンの役割分担は、図 2 に示すとおりです。リエゾンが学内外のニーズを探索し、官界・産業界と協力しながら新しい連携等のモデルを提案試作し、NICHe モデルとして先行実施します。その結果をリエゾンと研究推進部が協力して、評価解析を行った上で研究推進部が全学での制度化を行ない、東北大学の標準型として実施し成果に結び付けていきます。他方、リエゾンは評価解析結果をフィードバックしながら更なる改良型を開発していくという役割分担で産学連携の実効をあげるシステム作りを行なっています。

平成 17 年 4 月から、現在片平地区にあります研究推進・知的財産本部全体と TLO を青葉山 NICHe の建物に集約することで機能・利便性の向上を図るとともに、現在 NICHe で行なっています技術相談を研究推進部に移管し学外への窓口を更にわかり易くしたいと考えています。

図 1 産官学との連携

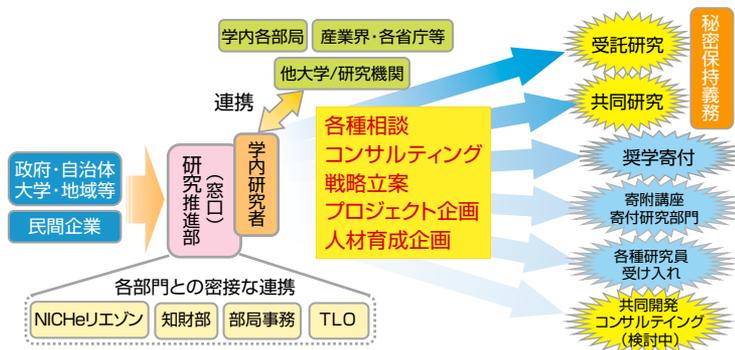
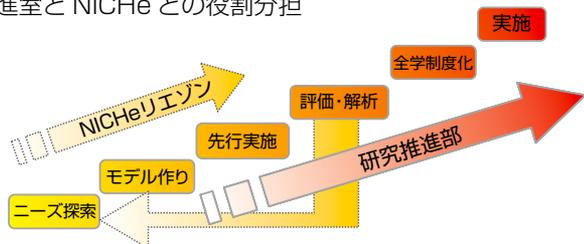


図 2 研究推進室とNICHeとの役割分担



## 16年度 セミナー・シンポジウム総括

## — 領域を超えた議論が導くリスクマネジメント —

NICHe リエゾンオフィス

近年、多くの産業分野で災害や事故が続発しており、その社会対応の拙劣さが事態を拡大し、企業として大きな経済的損失を受けるのみならず、経営者責任の追求や組織の存続危機にまで発展することが目立ってきています。

このような事態まで発展する大きな原因の一つとして「組織の健全性」に関する社会の認識が変わってきていること、そのため従来は見過ごされてきた事故についても多くの批判が寄せられるようになったことが挙げられます。したがって、工業製品生産型の産業分野はもとよりですが、自然防災、環境保全、食料や水の供給に関わる分野などにおいても、リスクマネジメントは非常に重要な課題となりつつあります。

企業、組織におけるリスクマネジメントは、それぞれの組織が組織固有の危険やトラブルの萌芽を感度よく認識し対処することはもちろん必要ですが、これに加えて社会的責任まで視野に入れて総合的・戦略的に対策を策定することが基本です。その対策策定に際しては、過去の組織トラブルや良好事例に学ぶことが大きな意味を持ちます。NICHeにおいても、産学連携、地域活性化を考える際にリスクマネジメントにおける教訓を的確につかみとって組織運営に活かしていくことが重要です。

このような観点から NICHe では、「リスクマネジメント」を本年度の一貫したテーマとして問題提起と議論をして参りました。7月30日には、NICHe 公開シンポジウム（※1）を開催し、「産業」「自然」「経済」という観点から、リスクマネジメントにおける新しい考え方や方法論について講演をいただきました。また、NICHe セミナー（※2）では、9月14日「組織リスク管理の新しい

方法論」、10月12日「大学の組織管理・リスクへの対応と民事再生手続きによる再建」、11月9日「産学連携におけるリスク管理について－法律的対応の観点から－」をテーマに最近の話題なども含め様々な視点から組織リスクマネジメントについて学びました。

また、12月11日には、公開シンポジウムを(社)東北経済連合会と共催しました。このシンポジウム（※3）では、「水」「食料」「エネルギー」の各分野において、行政の責任者としての経歴と卓越した知見をお持ちの講師をお招きし、「リスクマネジメント」に関する考え方や方法論について事例を交えお話いただきました。そして、パネルディスカッションでは、地域企業・市民の方々と相互理解を深め、安全と組織リスク管理について議論しました。これらの分野横断的ともいえるテーマについて開催した一連のセミナーやシンポジウムにおいて、様々な局面で発生可能性のあるリスクへのマネジメントに関し議論を進めた結果、解決方法、対応の仕方にはそれぞれの領域固有の要素が含まれますが、共通な要素がむしろ支配的であることを改めて確認できたと考えております。その共通要素とは、月並みですが基本に立ち返ることの重要性でした。

セミナー等から得られた教訓を簡潔に要約すれば、起こっては困る事態を事前に想起し（リスク同定）、その発生を促す要因やシナリオを分析して起こりやすさと結果の重大さを見積もって（リスク評価）、必要な対策を講じること（リスク対応）に尽きます。そしてこの、同定⇒評価⇒対応という手順を一度だけでなく、繰り返し実施することが肝要でしょう。なぜ繰り返しが必要かといえ、あらゆる実務においてリスクに関わる要因（装置、

人、組織、環境など）は時間（年月）の経過とともに変容することが避けられないからです。ある時点までは特に問題なかった組織が、数年後には社会との間で重大なトラブルを起こしてしまう事例は無数に報道されています。このような事例はいずれも、その組織におけるリスクマネジメントが適切に機能しなかった結果といえるのです。上述の同定⇒評価⇒対応という手順は特別な方法ではなく、リスクマネジメントの基本です。しかし基本ポリシーを形骸化させることなく活性度を保つことにもっとも大きな意味があることを過去の事例や経験は指し示しているのです。

ただしここでリスクを恐れて組織活性レベルを下げるようなことがあってはならないことも忘れてはいけません。組織活動は本質的にリスクを抱えざるを得ないことは「組織マネジメントの重要性について」（本誌2頁掲載）にも示されているとおりです。単にリスクを恐れるだけではなく積極的にリスクマネジメントを行っていくことが、我々の経済活動、社会活動を発展させるうえで必要です。NICHeでは、今後、組織がミッションとする産学連携支援を進めつつ組織リスクマネジメントの方法を導入し、より効果的で実効性のある活動を推進してまいります。

## リスクマネジメント関連セミナー・シンポジウム（平成16年度開催）

### ※1 公開シンポジウム：

21世紀の東北を考える「いま、そこに潜む危機」

開催日：

平成16年7月30日（金）13:00～17:15

演題：

- 1) 「産業活動における安全確保について」  
NEDO 技術開発機構 理事  
(前 原子力安全・保安院院長) 佐々木宜彦氏
- 2) 「自然災害と上手につきあうために」  
東北大学大学院工学研究科 教授  
今村 文彦氏
- 3) 「ビジネスの成功とリスク管理」  
東北イノベーションキャピタル株式会社  
代表取締役社長 熊谷 巧氏

### ※2 NICHe セミナー：

開催日：平成16年9月14日（火）

テーマ：組織リスク管理の新しい方法論

講師：NICHe 副センター長 教授、  
研究推進部長 北村 正晴氏

開催日：平成16年10月12日（火）

テーマ：大学の組織管理・リスクへの対応と  
民事再生手続きによる再建

講師：影山法律特許事務所 弁護士・弁理士・工学修士  
NICHe 客員教授 影山光太郎氏

開催日：平成16年11月9日（火）

テーマ：産学連携におけるリスク管理について  
— 法律的対応の観点から —

講師：レックスウェル法律特許事務所  
弁護士・弁理士 平井 昭光氏

### ※3 公開シンポジウム：

組織の生死を分けるリスクマネジメント

～水・食・エネルギー（エネルギー）

開催日：平成16年12月11日（土）

13:30～17:00

場所：ホテルJALシティ仙台

講演：

- 1) 「水の安定的な供給確保に関するリスク管理」  
独立行政法人水資源機構 理事長 青山 俊樹氏
- 2) 「安全・安心な食糧供給管理に関するリスク管理」  
元農林水産省構造改善局 局長 野中 和雄氏
- 3) 「エネルギーの安定供給に関するリスク管理」  
独立行政法人NEDO 技術開発機構  
理事 佐々木宜彦氏



# 知的財産管理・活用ルールの見直し

平成16年4月1日の国立大学法人化と同時に研究推進・知的財産本部の業務が開始されました（参考：NICHe news vol.6 2004年7月号）。ルール作りや準備は一通りしたつもりでしたが、学内外から多くの苦情や問題提起がなされました。

主な苦情や問題点は、知的財産の帰属、共同出願の際の費用負担、知的財産の実施料支払、従来からの個人帰属発明の処理ルートの扱い、財団経由の研究からの発明の帰属と実施許諾に集約されました。この結果、共同研究契約や受託研究契約が大幅遅延する事態を招いたために、大学の評判を失墜することになりかねないため、半年経過後に状況分析をして、改善できる点は即刻見直すことにしました。

発明の帰属については、あいまいだった点や問題視された点を明確にしました。受託研究員や民間等共同研究員として本学にて研究に従事する方々の発明は、実態に応じて柔軟に判断することになりました（表1）。共同研究、受託研究による知財の扱いについては、それぞれのケースにより実態により対応することになりました（表2）。特に、研究契約書雛型の問題となった実施料と出願費用負担に係る条項を改訂して、契約業務がスムーズに進むようにしました（表3）。また、「研究成果の活用を第一義とする」という知的財産ポリシーを反映させて、それぞれの産学連携の形態による発明の帰属と実施については、極力活用実施できるようにしました（表4）。

表1. 知財の帰属についての考え方（明確なルールと柔軟な解釈）

- 1) 受託／共同研究員の発明の帰属は、発明実態に応じて柔軟に決定
- 2) 兼業先での発明は、**大学帰属としない**  
ただし、学内施設を使うものは兼業先の発明とは言えない
- 3) 財団経由の研究からの発明は、**原則大学帰属とする**。但し、研究費拠出企業が、実施希望する場合は、**柔軟に対応**する。また、相手先企業との発明に寄与する情報交換があれば、**共願の道**もあり得る。

表2. 共同研究・受託研究契約での扱い

- **知的財産の帰属（企業と教員の意向を尊重）**
  - 1) 発明への寄与度
  - 2) 単独か・共有か（持分比率:教員の意向による）
- **共同出願の際の費用負担（実態に応じて決定）**
  - 1) 費用負担は企業にお願いする場合
  - 2) 持分比率で企業と大学が負担する場合
- **共有特許の実施料支払（企業⇒大学）**
  - 1) 大学持分を譲渡（支払う）
  - 2) 大学持分を独占実施（支払う）
  - 3) 大学持分を第三者に実施許諾（支払わない）
  - 4) 企業が実施して利益がでたら支払う

研究推進・知的財産本部部長代理 知的財産部長  
**高橋 富男**

また、平成16年10月から、それまで諸般の事情で休眠状態にあった「研究推進部」を立ち上げて、本来業務の一つである共同研究・受託研究契約の支援業務を開始しました。

この措置により、知財部同士の法務論争に陥ることなく、早期研究開始を共通の目的とした研究契約が締結できるようになりました。

このような思い切った施策や改善により、研究契約が合意に達するまでの所要日数が、上半期に比較して下半期は画期的に早くなりました（表5）。おかげさまで、学内外から高く評価されています。

今後も、研究推進・知的財産本部は、産学連携における支援部門と認識し、企業と教員とのサポート役に徹することを確認しております。

表3. 共有特許の実施と出願費用負担の関係 雛型問題箇所の改訂

共同出願先が下記の5つのいずれかを選ぶ仕組み  
(企業に選択権)

- (1) 企業が大学持分の**有償で譲渡**を希望。
- (2) 企業が大学持分について**有償**での専用実施権、独占的通常実施権または再実施許諾付き独占的通常実施権を希望。
- (3) 企業が当該知的財産権を実施する場合または当該知的財産権を実施することにより**当該知的財産権が企業に貢献したとみなされた場合**、大学は、大学への実施料の支払についての協議を、企業に申し入れることができること。  
(以上3ケースの出願等費用は乙が負担)
- (4) 共有特許を企業が通常実施する場合の実施料、費用負担元は別途協議  
(出願等費用は別途協議)
- (5) 企業が上記のいずれをも希望しない場合、大学は(企業の同意を要せずに) **第三者に大学の持分を譲渡するか通常実施権を許諾**できること。  
(出願等費用は持分比率で負担)

(共同研究契約書雛型第20条第1項)

表4. 産学連携における知財の扱い（当面の施策）

形態	帰属	実施形態
共同研究	甲乙共有、甲乙単独	譲渡、専用実施権、独占的通常実施権、再実施許諾付き独占的通常実施権、通常実施権
受託研究	原則甲に帰属。ただし、実態に応じて柔軟に対応	
奨学寄附金		
兼業	甲に非帰属。ただし、学内での発明は原則甲に帰属	乙が決定。ただし甲帰属の場合は、同上。

表5. 共同研究 / 受託研究契約上の方針見直し

- **研究契約を迅速に行なうことを優先**  
「知財の権利化」重視ではなく、研究環境充実による「研究活動」支援を重視し、産学官連携活動を促進する。
  - 1) 研究契約書雛型の問題箇所条項を改訂（**火元を無くす**）
  - 2) 研究推進部が契約支援担当（**知財部同士の法務論争回避**）
  - 3) 知財の取扱いは、発明が出たら検討（**まず研究を開始する**）
  - 4) 受託研究員等の発明の帰属は、実態により判断する
- <<契約書合意所要日数平均>>
- |                     |
|---------------------|
| H16年 4-9月: 24.6日/件  |
| H16年 10-12月: 3.8日/件 |

東北大学では、利益相反マネジメントのあり方をポリシーに示しました。NICHe News では、今後も利益相反について随時解説してまいります。

## ● 東北大学 利益相反マネジメントポリシー ●

東北大学は、産学連携ポリシーに基づき、知の成果を積極的に社会に還元し、人類社会の福祉と発展に寄与する社会貢献を、教育、研究に次ぐ第三の使命としています。

教職員が学外の団体や企業と連携・協力して社会貢献を行う場合には、その活動や成果に関して個人的利益と、公共の利益や大学の利益とのかかわりが深くなります。東北大学が、組織としての社会的信頼を得て、教職員の産学連携活動を推進するためには、産学連携活動に伴う個人的利益が、大学職員としての本来の責務や公共の利益を損なうことのないよう、利益相反を的確にマネジメントする必要があります。

そのために、東北大学は、

1. 透明性の高い産学連携活動を維持し、公共の利益を生み出す社会貢献をめざします。
2. 産学連携において、教職員が得る個人的利益を、職員としての本来の責務や連携活動の公益性等に対して優先することがないよう、利益相反マネジメント制度を構築し、その適用のもとに社会貢献を行います。
3. 的確な利益相反マネジメントを行うため、教職員に対して産学連携に関する必要な情報の開示を求め、必要な場合には利益相反回避のための措置をとることを求めます。この過程で収集された個人情報、法律に基づき適正に管理し、教職員のプライバシーの保護、守秘義務の徹底を図ります。
4. 利益相反マネジメントに従って産学連携活動を行う教職員に対して社会から疑義が提起された場合には、大学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たします。
5. 教職員が利益相反の可能性を常に意識し、適正な産学連携に努めることができるよう、利益相反に関する啓発活動を積極的に行います。

## 東北大学ビジネスプランコンテスト CIFT2004 開催報告



去る2月13日、青葉記念会館（青葉山キャンパス）において、東北大学の学部生、大学院生、研究生を対象にビジネスプランコンテスト CIFT の公開プレゼンテーション審査会が開催されました。審査会では、応募総数18件の中から、事前の書類審査を通過した6件のプレゼンテーションが行なわれ、審査委員による審議の結果、最優秀賞が選ばれ、また来場者の投票により、会場賞が選ばれました。

今回は、第1回目のビジネスプランコンテストで、特に、審査員による様々な視点からの質問は発表者にとってもまた来場者にとっても非常に勉強となるものとなりました。委員からは、学生らしいアイデア、日常生活からのアイデアを元にしたビジネスプランが今後増えることへの期待、また委員長の西澤昭夫 NICHe 副センター長からは、世界を変える志をもってチームを組み互いに競争し、このコンテストを大学の活性化へも繋がるものに拡大させようというコメントをいただきました。今回得たこと、そして反省点を参考に、また次回、学生の若い視点から生まれるビジネスプランに大いに期待してコンテストを終了しました。

- ◆主催 東北大学ビジネスプランコンテスト実行委員会
- ◆協賛企業（五十音順） アイリスオーヤマ株式会社、株式会社イデアルスター、NEC トーキン株式会社、株式会社岡村製作所、兼松コミュニケーションズ株式会社、東北イノベーションキャピタル株式会社、株式会社リヴシー
- ◆企画・運営 ハイテックベンチャー研究会 VEX
- ◆後援 東北経済産業局、宮城県、仙台市、財団法人 仙台市産業振興事業団
- ◆事務局 東北大学未来科学技術共同研究センター リエゾン

T O P I C S  
トピックス

江刺正喜教授 河北文化賞受賞



微小電気機械システム (MEMS) の権威として、情報通信、環境、医療などの応用分野を開拓し、企業から多くの研究者を受入れ人材育成に貢献した実績が称えられ、江刺正喜教授に河北文化賞が贈られました。河北文化賞は東北地方の学術、芸術、産業、社会活動の分野で顕著な功績を挙げた個人・団体に贈られる賞で、1月17日に贈呈式が行なわれました。

西澤昭夫副センター長  
AUTM Bayh-Dole Award 受賞



AUTM (米国大学技術管理者協会) 年次総会 (2005年2月3日～5日開催、フェニックス、アリゾナ、米国) にて、知的財産に関する活動の功績が称えられ、西澤昭夫教授へ Bayh-Dole 賞が贈られました。西澤教授は、東北大学のみならず日本における実効性ある産学連携の方策作りにも貢献してきました。本賞の米国人以外での受賞は西澤教授が初となります。

2005 東北大学先端技術交流会



本学の独創的な研究活動を広く理解いただくため、全学の先端研究を紹介するとともに、研究者と産業界の出会いの場を創出することを目的に「東北大学先端技術交流会」が2月1日、赤坂プリンスホテルで開催されました。当日の出席者は600名を超え、展示、プレゼンテーションそして講演と各会とも盛況となりました。その後引き続き、仙台市主催のせんだいの夕べが行なわれました。

NICHe コーディネータ紹介

NICHe コーディネータに新たなメンバーが加わりました。



**渡邊 君子** コーディネータ WATANABE, Kimiko kimiko-watanabe@niche.tohoku.ac.jp

平成16年12月より、学→産→官で微生物による物作り・環境浄化の研究を経て、再び学で勤務を致しました。バイオ技術に関する最先端の研究において、産官学連携のコーディネータとしてお役に立つことができますよう、努力したいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

●新川コーディネータ、板橋コーディネータ、遠藤コーディネータが17年3月末をもってNICHeリエゾンコーディネータとしての任期を終了します。リエゾン活動における感想、今後の抱負などにつきメッセージをいただきました。



**新川 秀一** コーディネータ SHINKAWA, Hidekazu

NICHe に配置され3年間強の間、国立大学法人化などの激流の中、産学連携を推進するにあたって重要な局面を身近に体験することが出来ました。就任以来、主として「技術相談」を担当しておりましたが、多くの先生方、企業のご担当の方々とご面識を頂いたことは、私の人生にとってまたとない経験でありました。

東北大学の産学連携は、その仕組み、内容、共に最高のレベルと実感しておりましたが、夢を語ることを許していただければ、日本中がパラダイム・シフトで揺れ動いている時、東北大学が、日本の新しい文化の発信者として、文系の先生方を巻き込んだプロジェクトが発足することです。



**板橋 俊一** コーディネータ ITABASHI, Syunichi

NICHe での2年2ヶ月間に渡る種々の産官学連携活動において、大変貴重な経験をさせて頂きました。共同研究のマッチングには技術相談等の企業ニーズからのアプローチや研究資金とセットにしたプロジェクトの提案が有効であることが判明しました。この経験を基に企業として、産官学連携を活用した共同研究による成果の実用化を通して社会に貢献し、地域の活性化へ繋げて行きたいと考えております。



**遠藤 光** コーディネータ ENDO, Mitsuru

NICHe に派遣された2年間は、大学と地元企業との共同研究等、東北大学の産学連携への取り組みに携わる機会を与えていただき、産と学との相互協力がみやぎ地域をはじめとする産業の活性化に必要であることを実感すると共に、教官の方々の産学連携に対する熱意に圧倒される日々でした。今後もNICHeでの経験を活かし、産学の連携による地域の産業振興に貢献していきたいと考えております。

東北大学未来科学技術共同研究センター (NICHe)

【NICHe 技術相談 <https://ssl.niche.tohoku.ac.jp/soudan/>】

〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-10

TEL 022-795-7105 FAX 022-795-7985 URL <http://www.niche.tohoku.ac.jp/>

2005年3月発行